

農中総研 調査と情報

2010.3 (第17号)

■ レポート ■

● 農林水産業 ●

新規就農を巡る最近の動向	2
戸別所得補償と欧米の直接支払い	4
川下産業から見た国産材、林業、森林組合系統	6

● 農漁協・森組 ●

ニュージーランドの酪農・乳業の構造改革	8
近年の地方公共団体負債と JA 系統の引受動向	10

● 経済・金融 ●

景気低迷と金融円滑化法への対応	12
生物多様性をめぐる動向と可能性	14

■ 寄稿 ■

地域調査のすすめ	16
(北海道大学大学院文学研究科 地域システム科学講座 教授 宮内泰介)	

■ 現地ルポルタージュ ■

先進的施設園芸の取組みと複合・高付加価値経営への進展	
—いわき市(有)とまとランドいわきの取組み—	18
JAが農地を守る	
—JA 氷見市・JA 出資型農業生産法人(株)JA アグリひみ(富山県)の取組み—	20

■ 最近の調査研究から ■

当社の定期刊行物に掲載された論文を紹介するコーナー	22
---------------------------------	----

■ あぜみち ■

八百屋の使命	24
(北形青果株式会社 近江 町本店店長 北形謙太郎)	

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は、筆者の個人見解である。

新規就農を巡る最近の動向

基礎研究部副部長 清水徹朗

1 高齢化する日本農業の担い手

現在、農業就業人口(農業を職業とする者)のうち40歳未満が8.1%、70歳以上が48.2%、農業従事者(年間1日でも農業に従事した者)のうち40歳未満が14.4%、70歳以上が30.6%であり(2008年、販売農家)、日本農業の担い手の高齢化が進行している。戦後の日本農業を中心的に支えてきた「昭和一けた世代」(現在75~85才)の農業からのリタイアが本格化するなかで、日本農業の担い手をどう確保し育成するかが大きな課題になっているが、現在、農業の担い手がどのようなルートで就農しているのかを見てみたい。

2 低迷する新規学卒就農者

かつて日本の農家戸数は550万戸程度で安定しており、農家の長男は後継者として家に残り農業に就業するのが当然のような時代があった。しかし、高度経済成長に伴って農業より所得が多く得られる他の就業機会が広がったため、農家の長男も学校を卒業すると他産業に就職することが多くなった。農業機械化が進んだため、稲作が高齢者や休日の労働で続けることができるようになったことも、こうした動きを促進した。

新規学卒就農者(自営農業)は、高度経済成長の初期1965年には7万人いたが、80年には7千人に減少し、89年以降は2000人程度で推移しており、08年は1,940人であった。この人数は、歯科医師になる数(2,269人)や医師になる数(7,733人)(08年国家試験合格者)よりも少ない。

単純な試算であるが、この新規学卒就農者とその後50年間農業に従事すると仮定すると、それによって確保される農家(専業農家、主業農家)は10万戸である。

3 新規学卒就農者より多いUターン

しかし、農家の子弟でも、学校を卒業した直後は他産業に就職するが、両親が高齢化してから就農するケースも多い。そのほうが農業以外の世界を知ることができ、それをその後の農業経営に生かすことができるという利点もある。

こうした自営農業へのUターン就農者(39歳以下)は08年において6,380人であり、新規学卒就農者の3倍以上いる(ただしここ数年は減少傾向)。この人たちが就農後40年間農業に従事すると、それによって確保される農家は26万戸である。なお、「40~49歳」の自営農業就農者は3,700人おり、この人たちが25年間農業に従事すると9万戸の農家が確保される。

第1図 新規就農者数(08年)

農家	新規学卒就農者	1,940	自営農業就農者計 49,640人
	Uターン(39歳以下)	6,380	
	(40~49歳)	3,700	
	定年帰農者	37,610	
法人経営	新規学卒就農者	1,300	雇用就農者計 8,400人
	39歳以下	4,230	
	40歳以上	2,870	
新規参入者		1,750	

資料 農業構造動態調査

このように、49歳以下の新規就農者が現状程度確保され、就農後70歳まで離農しないこと、1世帯1人の就農者、という仮定を置くと、これらの就農者によって確保される専業農家・主業農家は45万戸程度であろう(現実には離農や夫婦での就農があるためもっと少ない)。

4 4万人近い定年帰農者

49歳以下の新規就農者よりも50歳以上で就農する者のほうが多く、これらの人々は、他産業を退職(場合によっては早期退職)し、その後の余生で農業を営む「定年帰農」と呼ばれる人々である。ただし、「就農」とはいうが、これらの人々は定年前も兼業農家として自家農業に従事しており、会社退職によって農業に専念するようになったというケースがほとんどであると考えられる。

就農人数を年齢別にみると、「50～59歳」が10,900人、「60～64歳」が最も多く17,080人であり、65歳以上も9,630人いる(08年)。合計すると37,610人で、49歳以下の就農者数(12,020人)の3倍おり、これらの人々が平均15年間農業に従事すると仮定すると、56万戸の農家が確保される。

5 増加する雇用就農者

一方、こうした自営農業への就農以外に、近年増加しているのが法人経営等に就職するという形での就農(雇用就農)である。08年における雇用就農者数は8,400人であり、うち新規学卒就農者が1,300人、新規学卒以外の39歳以下が4,230人おり、この雇用就農者のデータを見る限り、農業の法人化は着実に進行していることがうかがえる。

特に注目されるのは、雇用就農者のうち8割が非農家出身であることであり、農業法人

への就職は、農家出身ではないが農業に関心を持っている若者が農業に就業する道として重要である。

6 2000人程度の新規参入者

自営農業就農、雇用就農以外に、自らが新たに農業を始めた者(新規参入者)は、08年に1,750人いた。このうち39歳以下が560人であり、40～59歳720人、60歳以上460人である。新規参入者の数はそれほど多くはないが、新規参入者の存在は日本農業の活性化にとって重要である。

7 担い手育成・確保の課題

このように就農のルートは多様であり、いずれも日本農業の重要な担い手として位置づけ確保・育成していく必要がある。

また、以上見たデータはあくまで農業を職業として選択して就農するケースであり、これ以外に他産業に従事しながら兼業農家として稲作等を行っている農家も多くある(09年現在127万戸、販売農家の75%)。兼業農家の数は今後減少していくことが予想されるものの、急激な減少は考えられず、今後も日本農業の重要な担い手として兼業農家を位置づけていく必要がある。

なお、近年、農業労働力として無視できなくなっているのが外国人労働力である。現在日本では農業研修生として中国の若者を中心に受け入れているが、一部の地域、経営ではこの研修生の労働力に多く依存するようになっている。今後、日本農業において外国人労働力をどう位置づけていくのか、現行の研修生制度のあり方も含め、日本農業にとってのもう一つの重要な課題であろう。

(しみず てつろう)

戸別所得補償と欧米の直接支払い

主任研究員 平澤明彦

2010年度にモデル対策として試行される米の戸別所得補償制度は、米国やEUの直接支払いを参考にして設計されている。しかし元より日本と米欧では土地資源の豊富さ、経営面積規模、水田と畑作など基礎条件に大きな相違がある。そこで本稿ではそうした相違を踏まえながら、米国・EUなどの制度と対比して、日本の特徴と考慮すべき点を整理する。

1 所得支持機能と導入目的

米国やEUの直接支払いは日本と異なり、農業の所得を維持する方針がはるかに明確である。いずれも農産物価格を引き下げ一方、農家の収入を直接支払いで補填してきた。しかも、価格支持制度を維持している。

米国は1963年から、輸出競争力を強化するために支持価格を引き下げ、直接支払い(このときは農産物による現物支給)で補填した。74年には所定の目標価格(支持価格より高く、生産費に対応)と、各年における農家販売価格の差額を補填する不足払い制度へ移行し、基本的な枠組みは今も維持されている。

EUも92年以降の共通農政(CAP)改革において、支持価格を引き下げ、引下げ分を固定単価の直接支払い(直接所得補償)で補填した。その目的は、対米農業通商摩擦の原因となった輸出補助金の削減であった。^(注1)03年改革以降の品目横断的な単一支払い制度は、主要な方式における各農場の受給額を(作物別の)直接所得補償から引き継いだ。

それに対して日本は、98年に米の価格支持を廃止して米価の下落を容認した一方、十分な補填をしなかった。ガット・ウルグアイラウンドに対応するため食管制度を廃止して国

内農業支持を削減したのである。導入された直接支払い(稲作経営安定対策など)は価格ないし売上の短期変動を吸収するものであり、その後発生した傾向的な価格下落に対してはその影響をやや遅らせる効果しか持たない。

戸別所得補償は生産費を補償する点で、価格支持廃止から12年を経てようやく米国・EUに近い形の補填が実現するといえる。

2 価格支持と財政負担

しかし、価格支持がない点は引き続き米国・EUとの大きな相違点である。

日本の米は支持価格を廃止したため、価格が下落しやすく、EUのような固定単価の支払いによる補填では農業収入を安定化できない。したがって、値下がりに応じて生産費を補填する不足払い型の直接支払いが必要である。^(注2)戸別所得補償は、値下がり時に補填を拡大すれば不足払いとして機能する。

また、価格の市場調整機能は輸出国と競争力の低い輸入国では異なる。米国やEUのような輸出国(地域)であれば、国(地域)内価格の下落は直ちに輸出の増加につながり、需給を引き締めて価格を下支えする。しかし、農地資源が乏しくかつ高所得の先進国である日本は農業の競争力が低く、米の輸出が困難であるため、よほど米価が低下しない限り輸出による価格の安定は期待できない。

そのうえ価格支持もない現状では、国内要因による価格低下が起こりやすい。実際、これまでの米価下落は国内需要の縮小が大きな要因の一つである。そして、大きな内外価格差は、値下がりの余地が大きいことを意味している。

米価が下落すれば、米価と生産費の差額である不足払いは拡大し、財政負担の増大となる。潜在的な財政負担の大きさも考慮して、値下がり時に農家の収入を確保する方法を準備し、国民的な合意を得ておく必要があると思われる。例えば、土地資源の制約が日本にやや近いスイスでは、自然保護団体の提案により、農業の多面的機能に対する直接支払いを農業政策の基本施策とし、それによって農業経営を支えることを国民投票で決定した。その結果、直接支払い制度は国民の高い支持を得たのである。常に批判にさらされてきたEUの直接支払い(値下げの補償)と比べれば、導入時の意義付けが重要であることがわかる。

また、価格支持から直接支払いへの移行に伴い、農家の収入源はその一部が消費者から財政へと移るため、財政負担は拡大する。逆に、在庫の隔離など市場介入のコストは少なくとも短期的には、不足払いよりも安いであろう。もし大幅な値下がり時に財源上の問題から不足払いの維持が難しくなるなら、市場介入も選択肢として持つべきであろう。^(注3)

3 生産調整の重要性と特徴

日本の米は輸出の余地に限られる(上記)ため、需給調整の政策手段が概ね国内向けに限られる点も、補助金つき輸出や対外援助を生

(注1) 支持価格を引き下げて域内価格を低下させ、内外価格差を縮小することで輸出補助金を削減した。特に小麦が問題となった。

(注2) 定額部分を拡大するか、あるいは変動部分の基準を(直近数年間ではなく)所定の数年間の平均に固定すればよい。

(注3) 価格の下支えが生産調整参加メリットの縮小とならないよう配慮が必要である。例えば介入対象を参加者の過剰在庫に限ることが考えられる。

(注4) 米国は80年代25%程度、90年代10%程度(服部信司(1997年)『大転換するアメリカ農業政策』13頁)。EUは当初15%(その後毎年変更)、99年改革で10%に固定。日本は参加者にとって3~4割の減反が必要。

(注5) ただし気候変動などの不測要因を十分考慮する必要がある。

産過剰のはけ口としてきた米国・EUと異なる。そのため日本の米にとっては供給管理、なかでも生産調整の重要性が高い。しかも価格支持を行っていないため、生産調整は米価の下落および戸別所得補償の支払額(財政負担)を抑制する主要な手段である。

戸別所得補償と同様に、米国・EUでもかつては減反への参加が直接支払いの受給条件であった。ただし、米国は96年、EUは09年に減反そのものを廃止した。農産物の値上がりと、輸出やバイオ燃料向けの需要見込みから、むしろ生産を自由化すべきだと判断したのである。過剰生産力の解消と相当の価格競争力が前提であり、いずれも日本の米には該当しない。

米国、EUにおける減反は原則として不作付けであり、その配分は全農家一律(所定の面積割合)であった。転作は他の作物の生産過剰につながるため例外であった。一方、日本は耕地が少なく大豆や麦の輸入依存度が高いため、転作を奨励してきた。

また、日本の減反は集団的な取組みがなされてきた。水田、転作、零細経営、耕地の分散といった条件から、農家間・地域間の調整が必要なためである。個々の農家を対象とする「戸別」所得補償制度において、こうした調整をどう位置づけるかは重要な問題である。

さらに、日本の米は米国・EUと比べて減反の割合が高く、^(注4)参加する農家の負担感も大きい。食生活の変化と人口の減少による需要の縮小が続く環境の下で、長期的には過剰水田の本格的な削減と、他の農業用途への転換が必要とされよう。^(注5)

このように、日本と米国・EUでは様々な条件の違いがあり、戸別所得補償の制度設計に際してもその点を十分に考慮する必要がある。

(ひらさわ あきひこ)

川下産業から見た国産材、林業、森林組合系統

専任研究員 秋山孝臣

1 はじめに

わが国林業は、長期にわたる国産材価格の低迷とそれを主因とする林業の経営悪化、また後継者の不在による山村の衰退と担い手の激減により、森林の手入れが不足し、所有林の荒廃を招いている。

2008年には木材伐採時の山元の手取りである山元立木価格が杉で3,164円/立米となり、ピークだった1980年の22,707円/立米の7分の1になった。

07年には所有山林20ha以上の林家の年間平均林業所得が291千円となり、林業が産業として成り立っていないことを改めて証明した。

一方、近年、一時的にはユーロ高等による欧州材の値上がりにより国産材が相対的に安価になった状況があったほか、経済発展の目覚ましい中国等の木材需要の高まりにより、外材の入手困難が問題となってきており、住宅産業や木材加工産業のいわゆる川下の木材ユーザーのなかで国産材への需要が徐々に高まってきている状況がある。

08年のわが国の木材自給率は24.0%であり、ほぼ住宅用を問わず製材用の用途別自給率も40.9%と、最低を記録した数年前からそれぞれ5.8ポイント、9.7ポイント上昇している。

しかし、国産材の側でも、従来からの問題点である均質材を大口ロットで安定的に供給するという課題がなかなかクリアできず、地形の急峻さや路網不足の面から、国産材の低コ

スト化もなかなか進まないのが現状である。

このような状況下、住宅産業や木材加工産業の現時点での国産材の利用状況、林業に対する要望や国産材を利用するに当たっての課題、将来にわたる国産材側の供給体制整備と利用利便性への期待等を数社の住宅メーカー、数社の木材加工業者からヒアリングする機会があったので、その概要を紹介したい。

2 住宅産業の状況

09年のわが国の住宅着工は、デフレおよび長期不況の影響を強く受け、78万8,410戸と、64年の75万1,429戸以来、45年ぶりに80万戸を割り込んだ。

このようななか、国産材の住宅に積極的に取り組んでいるのは、年間数百棟を建築している小回りのきく中堅メーカーである。中堅メーカーは、隣県の木材産地でプレカットをし、現場では組み立てればいいだけの形にして、その地域(山側)の大工が住宅メーカーの地域(町側)にやってきて住宅を建て、木材生産地に利潤を落とし、雇用機会も提供するというような、山から町への住宅建築の一貫体制を作り上げ、地産地消的なことも行っており、動きは活発である(写真)。

一方、国産材住宅が施主(住宅を建てようとする顧客)に対し、性能と価格面で特別に付加価値があると認められているかどうかについて、大手住宅メーカーは、いまだムード的なブームの域を超えてなく確信が持てない、と



プレカット材の組立て現場

の迷いがあるようである。日本独自の業態である大手住宅メーカーは、間接費が大きくかかる高コスト体質になっており、価格的にユーザーを満足させる国産材住宅を供給することにいまだ自信を持ち得てないことに加え、国産材化を進める場合大量の材が必要になることから、安定供給に不安を持っているようである。「我々は、性能がよく妥当な価格の材ならば、外材、国産材の区別はしない」という言説をいろいろなメーカーで何度となく聞いた。それでも、国産材住宅に少しずつ舵を切ろうとしているのは確かである。

3 木材加工産業の情況

木材加工産業には、製材業、集成材業、プレカット業の3業態を含む。大手木材加工メーカーの場合、この3つをすべて手がけている例が多い。

製材業は、旧来からあるように建築材を挽く業態である。集成材業は、製材業で挽いたラミナ(厚さ2cm、幅10cm、長さ50~70cm程度の板)を強力なノリで張り合わせて、太さ、長さ自由の大きな材をつくる木材の工業化製品業である。プレカット業は、製材や集成材を

住宅建築現場で組み合わせればいいだけにするために、出っ張りをつくったり、穴をあけたりと加工する業態である。

現在の木造軸組み住宅の基本仕様は集成材であり、またプレカットしたものを現場で組み立てる方法である。乾燥材でも、乾燥具合によってはあとで狂うことがあるが、集成材は狂わないといわれる。

これらの木材加工産業においては、世界的な資源の制約の面から、必ず国産材需要がもっと拡大する日が来るはずであり、そのときには自社が国産材時代のリーダーになるのだという声が多く聞かれた。山元と町の住宅メーカーの間に存在し、両方の情報やニーズをより身近にとらえているのがその理由と感じた。

4 川下産業から見た林業、森林組合系統

林業は、山元手取りが少なく厳しいが、木材加工産業もギリギリのコスト抑制のなかで営業しており、お互いに頑張るしかないという意見であった。木材加工業も大規模化し、国産材を低コストで加工し、住宅メーカーに使ってもらう努力をしているので、川上の林業の方も大規模団地化と低コスト施策を実施し、流通の面では、なるべく工場へ直送することにより中間マージンを排除し、コスト削減を実現して欲しいとのことであった。

また、森林組合系統については、自己改革を実施して、競争原理を身につけることにより一般の業者と連携して付き合い、身近な仲間になってほしいとのことであった。森林組合の存在意義は大きいし、期待も大きい。

(あきやま たかおみ)

ニュージーランドの酪農・乳業の構造改革

専任研究員 本田敏裕

1 はじめに

ニュージーランドは、面積では日本の3/4、人口では同1/30と小国であるが、国の主要産業である乳製品の輸出量は08年で165万トンと世界の同輸出量の30%を占め、EUの34%に次ぐ規模で、単一国では世界最大の乳製品輸出国である。

ニュージーランドの酪農・乳業の今日の発展は、1980年代初めの「経済、農業の自由化」と、2001年の大規模酪農・乳業組合「フォンテラ」誕生の、二つの構造改革によってもたらされたといわれる。本稿ではニュージーランドの酪農・乳業の構造改革について紹介する。

2 ニュージーランドの酪農・乳業

ニュージーランドの酪農は、広い牧草地を利用した放牧が行われている。農場の平均的規模は100ha、乳牛350頭であるが、近年は1,000頭を超える農場が増え大規模化が進んでおり、乳牛頭数も増加傾向にある。

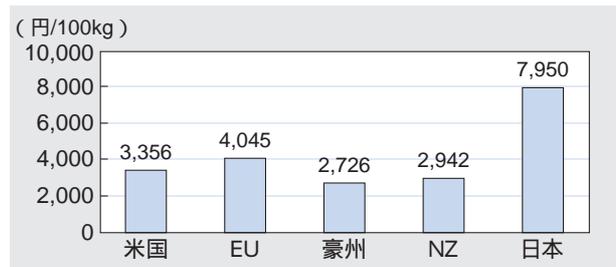
乳牛1頭当たりの搾乳量は、牧草による飼育のため日本の半分程度であるが、飼養頭数が多いため年間の生乳生産量は日本の倍近い。また、放牧により生産コストが低いこと

第1表 日本とニュージーランドの酪農

	ニュージーランド			日本		
	農場数	乳牛頭数 (千頭)	生乳生産量 (千t)	農家数	乳牛頭数 (千頭)	生乳生産量 (千t)
04年	12,751	5,152	15,030	28,800	1,690	8,329
05	12,271	5,087	14,638	27,700	1,655	8,285
06	11,883	5,170	15,172	26,600	1,636	8,138
07	11,630	5,261	15,618	25,400	1,592	8,007
08	-	5,578	15,217	24,400	1,533	7,982

資料 Statistics New Zealand, Dairy Statistics(LIC), FAOSTAT, 農水省「畜産統計」

第1図 主要国の平均生乳価格(06年)



資料 J-milk「酪農乳業レポート2009」

から、生乳価格は主要生産国の中でも低く、世界市場において強い競争力を有している。(第1表、第1図)

フォンテラはニュージーランド最大の企業であり、08年度の売上高は160億NZドル(約9,600億円)、組合員数10,500名、従業員は国内外を含め16,000人、国内に26、海外に30以上の工場プラントを保有し、世界140カ国に乳製品を販売、日本は3番目の大きな取引先となっている。

3 酪農・乳業の構造改革

ニュージーランドの最初の乳製品輸出は1840年で、当時は全国に小規模の組合加工場が数多く、政府は海外への輸出を拡大するために組合の統合を進め、集乳、加工、販売、流通の組織づくりを進めた。1940年以降、政府は酪農を中心とした農業部門に手厚い補助金をつけ、その額は農産物販売額の30%に及んだと言われる。しかし、72年の英国のEC加盟を機にニュージーランドは農産物輸出の中心市場を失い、その後のオイルショックによる国内の

インフレ、財政赤字の拡大等、経済状況の悪化に悩むこととなった。

(1)経済、農業の自由化

1984年に政権についた労働党は、ロジャーノミクスと呼ばれる自由主義と財政緊縮による大胆な改革を実施した。これにより農業部門は補助金が全廃されるなどこれまでの様々な政府支援がなくなり、農家は高金利や為替相場など様々なリスクと国際的な競争にさらされることとなった。農家の利益はコストの上昇と収入の低下に合わせて著しく縮小し、その影響は農業分野だけでなく国の経済全体にも影響を及ぼし、苦闘は90年代初めまで続いた。

こうした厳しい状況のもと農家の中には補助金に頼らず、コストの削減や、市場に対応した製品づくり、環境を重視した農業への取組みが生まれ、その取組みは徐々に拡大し、酪農を含め農業のあらゆる分野に広がっていった。こうした取組みは「農家の意識変化と経営努力を促がし、競争力が強化され、農家はさらに強くなっていった」と言われている。

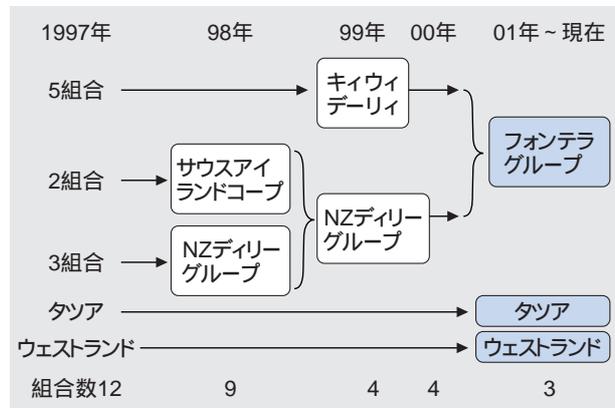
(2)フォンテラの誕生

ニュージーランドの酪農・乳業組合は1930年ごろには499組合あったが、組合間の合併が進行し、99年までの間に4組合に統合されていた(第2図)。このうちキウイデーリイとニュージーランドディリーグループの大きな2組合は、独自の取組みにより海外市場を作り上げていた。

99年政府の通商委員会は、4組合と国の乳製品の独占的販売権を有していたニュージーランドディリーボードの合併の提案を行ったが、既存の様々な圧力により否決された。

しかし、01年に4組合の組合員による合併の投票が行われ、大きな2組合は96%の組合員が合併に賛成したが、小さな2組合は合併に参加しなかった。この合併の目的は規模の経済を実現し、酪農産業の現状構造で生じて

第2図 ニュージーランドの酪農・乳業組合の組織再編



資料 Structural Reform the Dairy Industry in New Zealand

いる協同活動の困難を取り除くことであった。同年に「酪農産業構造改革法2001」が成立し、大きな2組合の合併と、ニュージーランドディリーボードの独占的販売権を排除し合併組合に統合することが決まり、諸規定が整備された。こうして組合員の期待を担った大規模組合フォンテラが誕生した。

4 おわりに

ニュージーランド北島の酪農の中心地ハミルトンで平均的規模の酪農を営む酪農家に、酪農改革について尋ねたところ、フォンテラの誕生と補助金廃止によるプラス効果を支持する答えが返ってきた。

日本とニュージーランドでは酪農を取り巻く環境、諸条件の違いは大きく、補助金の廃止、削減等は現状では考えられないが、酪農・乳業の組織統合による組織力強化と効率化については、学ぶべきところが多いのではないだろうか。

<参考資料>

- ・ Lewis Evans(2004) “ Structural Reform: the Dairy Industry in New Zealand ”
- ・ 荒木和秋(2003) 『世界を制覇するニュージーランド酪農』 デーリイマン社

(ほんだ としひろ)

近年の地方公共団体負債とJA系統の引受動向

研究員 王 雷軒

1 はじめに

本稿では近年の地方公共団体(都道府県市町村、地方公営企業等。以下「地公体」)の新規負債の動向を資金別に把握したうえで、2010年度の地公体の新規負債について若干の展望を試みる。

2 地公体の新規負債に占める民間等資金の割合が増加

地公体の負債は、引受主体別には、公的資金(財政融資資金と地方公共団体金融機構資金)、民間等資金(市場公募資金と銀行等引受資金)に分けられる。「民間等」資金とするのは、市場公募資金に政府資金による公募債購入が含まれているからである。

民間等資金のうち、市場公募資金は、証券市場で不特定多数を対象に公募するもので、銀行や証券会社等の金融機関によって組織されたシンジケート団の引受の割合が高い。

一方、銀行等引受資金は、地公体と何らかの取引関係(指定金融機関など)を有する都銀、

地銀、信用金庫、信用組合(以下「信金・信組」)、JA系統金融機関(以下「JA系統」)等から借り入れる資金である。

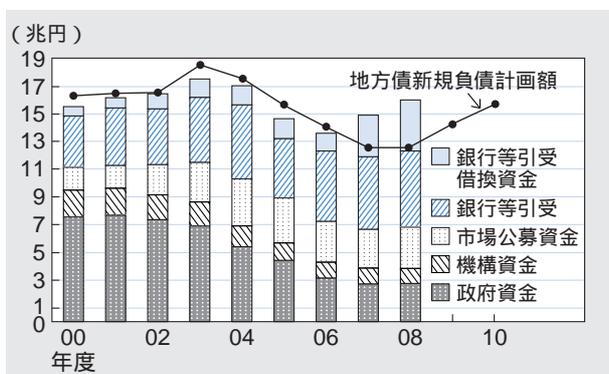
財政投融资制度改革後、地公体の資金調達額(実績値)における民間資金の利用が拡大してきたが(第1図)、近年においては、公的資金の補償金免除繰上償還措置が実施されたことも地公体の新規負債に占める民間資金利用の割合拡大につながっている。

民間等資金に占める市場公募資金の構成比は05年度までは上昇して43.2%となったが、06年度以降、銀行等による借換資金の引受額が増加するなかで、08年度に35.4%までに低下している。

地公体新規負債における銀行等引受額は05年度を除きほぼ増加傾向にあり、08年度に9.1兆円となっている(第1表)。07年度と08年度の引受額が大きく増加したのは、前述の公的資金の補償金免除繰上償還措置によって借換が実施されたことによる。

銀行等引受資金は証券発行の方式と証書借入の方式があり、都道府県や比較的規模の大

第1図 地公体新規負債計画額および新規負債実績の資金別推移



資料 地方債協会「地方債統計年報」
 (注)1 政府資金は、財政融資(旧資金運用部資金)、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構資金(旧簡易生命保険資金)。ただし、後者は民営化に伴い、08年度以降民間資金に分類。
 2 機構資金は地方公共団体金融機構(旧公営企業金融公庫の改組)資金。

第1表 銀行等引受金額と金融業態別のシェアの推移

年度	合計金額	(単位 億円, %)					
		都銀	地銀	第二地銀	信金信組	JA系統	その他
00	43,656	24.3	42.2	6.0	7.2	7.6	12.6
01	48,861	23.3	41.4	6.8	10.6	8.4	9.4
02	50,998	23.2	46.2	7.5	8.9	7.5	6.8
03	59,050	20.5	49.3	7.5	8.4	9.3	5.0
04	66,159	18.9	51.0	8.3	8.7	8.3	4.7
05	57,151	14.2	50.3	7.8	9.9	12.0	5.8
06	63,662	14.3	54.4	5.2	9.2	10.2	6.7
07	82,149	12.8	55.2	5.6	10.4	9.5	6.6
08	91,275	13.9	51.2	6.0	12.1	11.6	5.2

資料 第1図に同じ
 (注)1 合計金額は、借換債を含む。
 2 その他は、長期信用銀行、信託銀行、損保、共済等。

きな市では証券発行方式による場合が多いが、小規模の市町村では証書借入の方式のものが大半である。

銀行等引受金額を金融業態別にみると、地銀のシェアが高く、かつ上昇傾向にある。都道府県や政令指定都市等で地銀の多くが地公体の指定金融機関になっており、合併特例債や公的資金の繰上償還のための借換資金を多く引き受けたことにあると考えられる。

一方で、都銀のシェアが低下している背景には、市場公募資金を多く引き受けていることもあると考えられる。

3 市町村新規負債における銀行等引受資金の金融業態別動向

次にJA系統と関係の強い市町村に着目する。市町村の新規負債における銀行等引受資金の額は近年増加傾向にあり、08年度には2.7兆円となっている(第2表)。

金融業態別の引受シェアは、市町村においても地銀が最も高く、3割強で推移している。都銀、信金・信組のシェアには大きな変化はないが、JA系統のシェアは近年急速に高まってきており、08年度には26.3%となっている。

4 2010年度の地公体新規負債

景気の低迷を反映し、「平成22年度地方財政計画関係資料」(総務省)によれば、10年度

第2表 市町村の新規負債における銀行等引受金額と金融業態別のシェアの推移

(単位 億円, %)

年度	合計金額	都銀	地銀	第二地銀	信金信組	JA系統	その他
00	13,150	8.7	39.2	5.9	18.6	11.4	16.2
01	13,380	9.5	32.5	6.2	20.7	17.0	14.1
02	11,696	8.9	33.8	5.0	20.8	16.6	14.9
03	14,629	8.0	34.3	6.3	18.7	21.7	10.9
04	14,634	8.5	31.8	6.6	20.5	21.2	11.3
05	15,807	7.4	31.0	7.6	19.0	25.4	9.6
06	18,181	6.1	38.3	4.2	19.0	24.0	8.4
07	24,990	7.8	39.2	4.0	19.3	21.8	8.0
08	27,345	6.5	35.7	4.0	20.9	26.3	6.7

資料 第1図に同じ
(注) 第1表に同じ。

第3表 2010年度地方債計画(資金別)

(単位 兆円, %)

	金額	割合
総計	15.6	100.0
公的資金	6.5	41.5
財政融資資金	4.4	27.8
地方公共団体金融機構資金	2.1	13.6
民間等資金	9.1	58.5
市場公募資金	4.1	25.9
銀行等引受	5.1	32.6

資料 地方債協会「地方債統計年報」平成21年版

の地方税収は対前年度比 10.2%の落ち込みが見込まれ、10年度の財源不足見込額(新たな政策的措置を行わない場合に予想される金額)は18.2兆円(前年度対比10.4兆円増)と過去最高となっている。

財源不足増加額の65%程度は地方交付税の増額によって補填されるが、35%程度は負債の増加で賄われる。そのような、歳入不足補填に伴う負債の増加もあり、10年度の地公体の新規負債計画額(総務省「地方債計画」による)は、前年度計画額対比10.2%増の15.6兆円となっている(第1図)。

引受主体別には、民間等資金は6割弱の金額への対応が計画されている(第3表)。ただし、地方債計画には公的資金の補償金免除繰上償還措置による借換資金は含まれておらず、そうした資金需要を考えると、民間資金での対応が6割を超えるものになるとみられる。

5 JAの地公体貸付の展望と課題

地公体貸付に対するJAのスタンスは個別に差があるが、08年11月実施の「農協信用事業動向調査」によれば、地公体貸付に対する姿勢は、「積極的」との回答割合は3割強であり、「自然体」が6.5割となっている。そのようなスタンスを前提にすれば、地公体新規負債額の増加を背景に、JA全体としての地公体貸付は当面増加を続けるとみられる。

ただし、地公体貸付は金融機関間の入札競争で貸出金利が低く抑えられ、また貸出期間も長いことから、引き続きALMに留意した対応が重要といえよう。

(おう らいけん)

景気低迷と金融円滑化法への対応

調査第二部長 渡部喜智

1 依然厳しい景気と資金繰り

景気が緩やかに持ち直し、09年前半に赤字に陥った製造業(全体)でも黒字へ転換した。しかし、物価が持続的な下落傾向を示すデフレーションや為替の円高が企業収益の改善努力を打ち消す要因となっている。特に中小・零細企業などでは国内の需要不振に加え、発注先からの単価引下げ要求が厳しさを増しているようだ。

また、地方を中心とする建設業関連では、前(麻生)政権の景気対策による公共事業の増加で一息ついたところもあったが、民主党政権の事業執行停止や公共事業抑制の方針から年明け以後はむしろ反動が懸念される状況である。

これらを反映して、日銀「短観」(09年12月)において景気の良し悪しを聞く「業況判断DI(良い - 悪い)」は、中小企業でも09年後半に改善が見られた。しかし、先行きの業況の悪化が予想される状態だ。

また、同「短観」の中小企業の資金繰り判断DIは、最悪期だった09年1月調査の23(「良い」:10 - 「悪い」:33)から09年12月調査では16(「良い」:13 - 「悪い」:29)へ改善している。米国のリーマン・ブラザーズの経営破綻を機に08年秋から急悪化した金融危機の進行を受け、前政権が取った信用保証協会の緊急保証(合計9 + 20 = 29兆円の枠)や、日本政策金融公庫など政府系金融機関によるセーフティネット貸付が資金繰りを支えたところもあったと思われる。

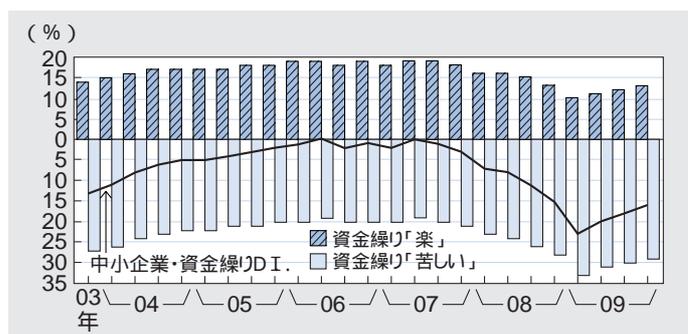
しかし、直近でも引き続き資金繰りが苦しい中小企業の減少は前述のように小幅にとどまっていることに注目すべきだろう(第1図)。

一方、家計でも資金繰りの苦しさは同様だ。勤労者においては失業率が5%に高止まりするなど雇用環境が悪いなか、基本給など所定内給与の減少が続いているとともに、賞与の大幅減額ないし支給なしの増加が見られる。

厚労省「毎月勤労統計」によれば、正社員層にあたる一般労働者の賃金(5人以上事業所)は09年平均で2.7%と2年連続の減少。年後半の7~12月平均では、冬季賞与の二けた減少などから4.0%と減少率が大きくなっている。また、規模別に5人以上の事業所平均と30人以上平均の減少率を比べると、規模の大きい30人以上事業所の減少率の方が大きく、不況による家計の減収が勤務先の規模を問わないことを示す(第2図)。

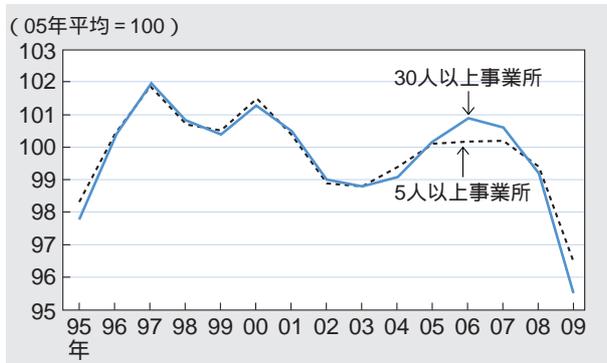
このように収入減少のもとでは、返済財源にかなり余裕を持っていた家計でも、返済の目算が狂うのは当然だ。

第1図 日銀「短観」の中小企業・資金繰りDI



資料 日経NEEDS FQ(日銀「短観」)データより作成

第2図 一般労働者(正社員層)の賃金動向



資料 厚労省「毎月勤労統計調査」より作成

2 金融円滑化法の対象は500兆円

このようななか、昨年12月4日に「中小企業者等金融円滑化法」(以下「金融円滑化法」)が施行された。同法は11年3月末までの時限立法となっている。

これにより、中小企業(大企業の子会社・関係会社を除く)や個人自営業者の事業性借入や個人の住宅(持家)ローン等の返済猶予など債務弁済の負担軽減に、一般の銀行のほか、農協・漁協や信金などの協同組織金融機関も努めることが求められることとなった。

農業資金関係でも、農協をはじめ金融機関は、農業者や農業生産法人、農事組合法人などからの貸付条件の変更などの申し出に対し、できる限り返済猶予などを行うよう努力することが必要となった。

銀行の中小企業貸出は295兆円程度、個人の住宅ローン等が110兆円程度となっている。また、基本的に中小企業が、個人向けに貸し出される農協や信金などの協同組織金融機関の貸出合計(除く公的貸出)が100兆円程度と思われる。

以上から500兆円程度が、金融円滑化法の対象とっていいだろう。非常に大きな数字であることは間違いない。

3 金融円滑化法へ対応態勢が必要

戦後最悪の不況という情勢を踏まえれば、事業・状況の改善・再生の可能性を十分に勘案し、一時的に返済を猶予するような弾力的措置を採ることは、金融機関の本来的役割ととらえられる。

ヒアリングや報道によれば、08年秋の金融危機の深刻化後から、住宅ローンの返済相談や特別保証融資を活用した企業との資金繰り相談を前広に行ってきた地域金融機関も少なくないが、金融円滑化法は、貸付条件の相談・申込みを行う方針を策定し、相談窓口等設置や対応状況の把握など必要な体制を整備したうえで、経営再建計画の策定支援とその実行についての進捗管理と助言を行うことを金融機関に求められている。

また、事案の相談受け付けから最終的な結果までの経緯を記録し、組織的に情報管理し保存しておくことが大切である。

特に条件変更についての申込みをお断り(謝絶)する場合には、納得のいく具体的かつ丁寧な説明が必須となる。なお、貸付条件変更を行った場合、経営再建計画の策定が最長1年間遅れてもリスク管理債権に該当しないと、要件が緩和されたが、債務者の事業再生をより円滑にするため、早期策定を支援すべきことは言うまでもない。

他業態では、返済余力を把握し、前広な対応を行うため、対象者全員に早期面談し説明を行うことを決めた信金も出て来た。

関係者においては負担が増すことになるが、金融円滑化法の趣旨に沿って、金融機関は連携し債務者と地域の再生のために力を尽くすことが改めて求められており、金融監督と地域経済支援の両面から万全の対応が必要だ。
(わたなべ のぶとも)

生物多様性をめぐる動向と可能性

研究員 寺林暁良

1 「成長の限界」と持続可能性

世界の人口増加や先進国の経済発展などによって環境負荷が増大するに従い、1972年に経済学者等の集団「ローマクラブ」が提言した「成長の限界」がますます現実味を帯びている。こうしたなか、環境や社会・経済の「持続可能性(サステナビリティ)」という言葉が流行語となっている。

「持続可能性」が浸透する契機となった92年のリオデジャネイロ地球サミットでは、2つの国際条約が発効に至った。そのうちの1つである「気候変動枠組条約」は地球温暖化防止の条約として知られているが、もう1つの「生物多様性条約」は、今年10月に名古屋市で「生物多様性条約第10回締約国会議(CBD-COP10)」が開催されることもあり、これから日本でも認知が広がると思われる。

2 生物多様性条約の目的

生物多様性条約では、生物多様性を、種の多様性、遺伝子の多様性、生態系の多様性、の3つのレベルで定義している。

同条約の目的の1つは、「生物多様性」の保全である。しかし、同条約ではそれにとどまらず、2つめに「生物資源の持続可能な利用」、3つめに「遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分」も目的に置いている。

同条約に後者2つの目的が加えられている背景には、発展途上国において先進国の企業

等が、木材や魚介類などの生物資源を再生不可能なまでに利用することによって、環境破壊や住民生活の破壊といった問題を引き起こしてきたことがある。そして、それを防ぐために生物資源の利用にかかる国際的なルール作りが求められたのである。つまり、同条約は生物資源の「利用」に関する国際社会の政治・経済的な問題を扱う条約としてとらえることができる。

今秋のCOP10でも、生物資源へのアクセスや利益配分に関する枠組づくりなど、今後の環境規制にもつながるような重要な議題が話し合われる予定である。

3 生物多様性の「利用」と「価値」

生物多様性を議論する際には、人間による資源の「利用」とのかかわり合いを考えることが重要である。少し前までは、生態学においても「原生自然」が最も豊かな自然と考えられており、環境問題は「環境か開発か」という二項対立でとらえられることが多かった。しかし今日では、人間が適切なレベルで自然を利用することが、むしろ生物多様性を高めることとして評価されている。

また、利用の議論に伴って、生物多様性を高めることによってそこから人間が享受する「価値」についての議論も盛んになっている。その代表が、「生態系サービス」の議論である。「生態系サービス」とは、生物多様性が持つ価値を体系的に示したものであり、これ

には、食料・木材の供給など、経済的価値の大きい「供給サービス」だけではなく、気候調節や土砂流出防止などの「調整サービス」、また、レクリエーションや教育などの「文化的サービス」といった価値が含まれる。

わが国でこれまで論じられてきた農業や林業の「多面的機能」は、概して一般論にとどまってきたきらいがある。しかし、「生態系サービス」の議論は、個別地域に見合った価値を論じようとする傾向が強く、この点が多面的機能の議論とは異なっている。

このように、「生物多様性」は多様な価値を有しているが、それゆえにステークホルダー（利害関係者）が連携・合意形成をもとにその保全に取り組むことが求められている。

4 生物多様性のローカルな文脈

生物多様性の問題は、グローバルな問題であると同時に、地域による利用や地域にとっての価値を論じることから、ローカルな問題でもある。したがって、生物多様性を論じるとは、農山漁村にとっても重要なこととなる。

日本では、里山やため池、水田など、人の距離が極めて近い場所で、世界的にも独自の生物多様性が育まれてきた。しかし、これらの環境は、近代化や地域社会の過疎化・高齢化などを背景として荒廃が進んでいる。

民俗学者の安室知^{やすむらさとる}は、かつての水田が稲作の場であると同時に、「漁撈」を行い、畦畔でマメや野草を採取するなど、多様な生物資源とのかかわりが見いだせる空間であったと

指摘している。そして、こうしたかかわりは、金銭的価値だけではなく、自家消費や「楽しみ」としても大きな意味を持っていた。さらに、こうしたかかわりのあった水田は、所有者だけではなく、一定のルールの下で、むらの皆が利用できる「コモンズ」であったと^(注1)いう。このように、生物多様性は、地域環境にかかわる人々の文化的な多様性や社会的な紐帯にも関係していたのである。

日本の農山漁村では、これまで一貫して農林水産業の効率化と生産性の向上が進められてきた。しかしその一方で、生物多様性とのかかわりから生まれる知恵や文化、共同性が失われ、地域環境は近くにあるのに「遠い」場所になってしまった。

ローカルな場で生物多様性を議論することは、地域環境と地域社会の豊かなかかわりを再生し、地域の多様な価値を見直すことにつながると思われる。しかし、これは「昔へ戻れ」ということを意味しているのではなく、現代的な文脈の中で人々がどのように地域文化を築くことができるか、ということである。

実際、一部の地域では、生物多様性を生産物への経済的な付加価値とし、生物多様性を旗印としてJAや地域住民が協働で地域再生に^(注2)取り組むなどの動きも見られている。

生物多様性の持続可能性は、地球の持続可能性だけではなく、視点を変えれば、地域の社会・経済の持続可能性の問題でもある。これまで地域で見過ごされてきた価値を掘り起こすために生物多様性の多様な価値を論じる意義は小さくないと思われる。

(注1)安室知(2005)『水田漁撈の研究』慶友社

(注2)拙稿(2010)『『魚のゆりかご水田』による環境再生・地域再生』『本誌』1月号

(てらばやし あきら)

地域調査のすすめ

北海道大学大学院文学研究科 地域システム科学講座
教授 宮内泰介

民主党政権は、「コンクリートから人へ」という政策を打ち出した。「コンクリートから人へ」というのは、道路や箱物の公共事業で国を発展させるという古いやり方から脱し、人々の生活の実情に応じた財政支出、あるいは人そのものへの投資によって社会を発展させようという考え方だ。私もこの方向は正しいと思う。

しかし、悩ましいのは、人々は多様であるということだ。コンクリートはどこでもコンクリートだが、人はそれぞれ違うし、地域もそれぞれ違う。それぞれの地域で何が求められているか、何が必要か。それをちゃんと見据える必要がある。

上からお達しがあってそれを進める、という形ではなく、それぞれの地域の、できれば一人ひとりに寄り添った施策が求められている。

JAも自治体も「視察」が大好きだ。確かに先進事例からわかることは多いし、先進地から学んだり元気をもらったりすることも大事だろう。しかし、足下の地域に実は面白いことがたくさん眠っていることも多い。地元や近隣の地域から学ぶことを、まずは、してみよう。地域の調査からボトムアップに考えていくというやり方が、これからの地域経営の基本だ。

ところで「地域調査」というと、アンケート調査を思いうかべる人が多い。なるほど、アンケート調査は、広く意見を聴取したり、一度に多くの情報を得たりすることには長けている。しかし、そうした調査で本当に地域のことかわかるだろうか。

アンケート調査に代わって私がおすすめするのは、聞き取り調査であり、フィールドワークである。

聞き取り調査は、話を聞く、という実に単純な調査だ。しかし、この単純な調査は、たいへん多面的であり、また、問題発見・問題解決に向いている。

聞き取り調査は、第1に、あらかじめ問題が決められていない状態から出発できる。アンケート調査は、あらかじめ問題を決めなければならない。問題を決めてから、それについて質問を決め、それにしたがって聞く。それに対し、聞き取り調査は、聞く中で問題を発見していく。もちろん何も準備なしで聞き取り調査を始めるわけにはいかないの、あらかじめ準備はしていこう。しかし、それらの想定はたいてい外れ、話は一見あらぬ方向に向かう。しかし、そこからこそ、地域がかかえる問題がすどく浮かびあがってくることもある。

聞き取り調査は、第2に、さまざまな方向

の調査に対応している。たとえば、日本自然保護協会が現在進めている「人と自然のふれあい調査」（筆者も参画）は、地域の人たちがその自然とどうかかわってきたかを聞き取り調査で明らかにし、それによって地域の自然の価値を測ろうとする調査だ。地域のお宝（地域資源）を掘り起こそうとする試みも各地で行われるようになってきている。これも、基本は聞き取り調査になる。調査テーマはもちろん自然や地域資源に限らない。地域がかかえるさまざまな問題もまた聞き取り調査のテーマである。たとえば、「後継者問題」に関して調査をするにも、聞き取り調査を使えば、一般的な「後継者問題」ではなく、個々の農家の実情から考える「後継者問題」が浮かびあがってくる。それはもはや「後継者」問題とは言えない、別の問題として浮かびあがってくるかもしれない。それが地域調査の醍醐味である。老人たちの聞き書きも、地域を見直すには有効だろう。老人たちの話をテープにとり、それを起こす。聞き書きは、中学生・高校生の地域教育にも適している。

聞き取り調査は、第3に、いくつかのバリエーションがある。1対1でじっくり聞く聞き取り調査、現場を歩きながら聞く聞き取り調査、あるいは、何人かに集まってもらった上で行うグループインタビュー。グループインタビューでは、聞かれる側もお互い話したことに触発されてさまざまな話題を出すことができる。聞き取り調査を中心に、歩いたり、体験したり、ということを加えると、もはや

それは狭い意味での聞き取り調査を超えて、「フィールドワーク」ということになる。

フィールドワークにはさまざまな要素が詰まっている。発見、出会い、歴史のふりかえり、問題解決への糸口。フィールドワークや聞き取り調査は、ひとり研究者のためのものではない、市民みんなのものだ。市民がフィールドワークを試みることで、今後の地域、今後の世界が見えてくるはずだ。

そうやって調べたこと、わかったことは、記録しないと消えてしまう。記録して、できれば地域全体で共有するようにしよう。

記録された聞き取りデータは、当たり前だが、言葉によるデータである。地域の「問題」も「お宝」も数字では表せない。その多くは言葉という形で浮かびあがってくる。数字データは、グラフなどにまとめることができるが、言葉によるデータ（「質的データ」という）は一見まとめにくい。しかし、一見まとめにくいことと、それを活用できないことは違う。まとめにくいから、そこは宝の山なのである。その宝の山を宝の山として活用するためには、データとちゃんと対話する必要がある。ここでも柔軟な目が重要だ。調査や分析によって柔軟な目が養われる。

さて、あなたの町の地域調査からは何が生まれるだろうか。

（みやうち たいすけ）

先進的施設園芸の取組みと複合・高付加価値経営への進展

いわき市(有)とまとランドいわきの取組み

調査第二部 渡部喜智

1 雇用や産地ブランド形成等で地域へ貢献
福島県いわき市は東北・最南端の都市であるが、みかん栽培の北限となる温暖な気候の地であり、日照時間は全国有数の長さだ。そのような気候条件を活かし、同市の郊外・四倉で、トマトをはじめとした大規模温室栽培などの複合経営を進めているのが、(有)とまとランドいわき(以下「同社」)である。

同社は、代表の鯨岡氏が1990年から始めたガラス温室でのトマト栽培を発展させる形で01年に設立。後継者として専務の元木氏などが参画し、温室完工後の03年9月から環境保全・エネルギー効率を重視した栽培でのトマトの出荷を開始した。その後、栽培作物の多角化や食品加工、直接販売先の開拓などを進め、同社の事業関連では全体で40人を超える人を雇用ないし作業委託するようになっている。

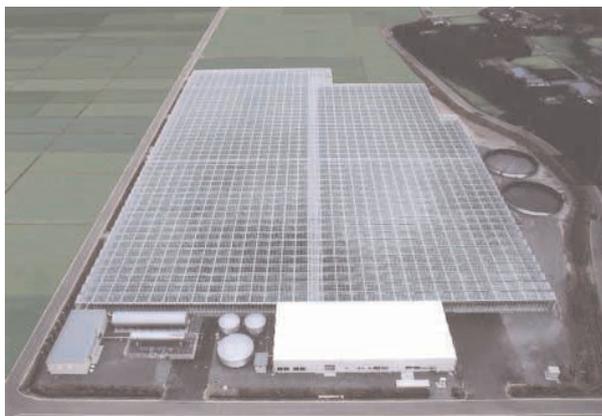
2 環境保全・トータル効率重視の温室栽培
同社のガラス・アクリル貼りの施設は、縦200m×横130m(2.3ha超)という広大なもの(写真1)。施設の全容が一目ではとらえられない

ほどだ。今年度のトマト生産量は750トン、2.5億円の売上を見込んでいる。しかし、同社の優位性は、単に規模にあるのではなく、独自の環境保全・トータルのエネルギー効率を重視した栽培方法や施設運営に特長がある。

同社はトマトの苗を植え育てる培地にパイプ等を通じて培養液を供給するオランダ式「養液栽培」方法を採用している。これは安定的に高い収穫量を得て連作障害もない栽培方法だが、工夫や改善を重ねてきた。

まず、培地にスリランカで椰子の実を砕いて生産された「ココ・ウール」を全面的に使っている。これは産廃にもならず、畑にそのまま還元しリサイクルすることが出来る。スリランカ側にとっても、いままで捨てていた資源の有効利用につながっている。

肥料を水で薄めた培養液の供給では、植物の5大栄養要素が根にどのように吸収されて過不足が生じていないかを1ヵ月ごとに分析。木目細やかに余分なものは減らし足りないものは増やす形で調整し、肥料コストの削減にもつなげている。また、養液を薄める水について、同社では屋根への降った雨水を集



(写真1) とまとランド全景 右側に雨水タンク



(写真2) 経営を牽引する元木専務

めタンクへ貯水し、これで必要量の3割を賅っている(写真1の右側の丸い円)。不足分は井戸水をトマトの生育に問題を起こさないようにろ過・殺菌して使っているが、上水道の水は使っていない。

吸収されなかった養液は回収し、熱殺菌処理し循環的に再利用するシステムを取っており、温室外での放出は基本的にない。

また、病害虫の天敵微生物農薬などの利用により、標準に比べ化学農薬使用量は三分の一に抑えており、安全性へも大いに配慮している。

温室の暖めるボイラーの燃料にはLPガスを採用。重油などに比べ有害ガスの発生しない特長があるが、コストは高い。ただし、燃焼により発生した二酸化炭素を光合成促進のため温室に入れ込む施設設計を行い、光合成促進のための液化炭酸ガスの購入を不要としている。加えて、ボイラー燃焼に伴い発生した熱を250トンの高熱水タンクに蓄熱し最長6時間放出する設備も有している。これらにより、トータル・コストでは重油などとほぼ同等となっている。

3 複合経営の推進と付加価値向上の努力

同社の作物の多角化による複合経営の推進と、食品加工や直接販売先の開拓を通じた付加価値向上への動きも注目される。

同社は地域の生産者と連携し「サンシャイン・トマト」出荷協議会(事務局:JA全農福島浜通り営農事業所園芸センター)を結成し、人気種となった「りんか409」や中玉の「カンパリ」を市場出荷している。これによるブランド形成への貢献は大きいですが、同社は経営の安定度を増すためトマト以外の複合経営を着実に進めている。

その柱としているのが、様々な効能が評判の「いちじく」だ。当社の約1.5haの栽培地を

中心にイチジク生産組合を結成。JA管内の10haに及ぶ産地形成にも貢献している。また、温室内では、人気が高まっている「パプリカ」の栽培を新たに手がけ、他の畑地ではブロッコリーの露地栽培も拡大している。

同社はトマトの品質をより理解して食べてもらいたいとの思いから、直接販売を増やす努力も積み重ね、成果をあげている。

年2回(5月と10月)、施設を開放し500円で袋一杯になるまでトマトのもぎ取りの収穫体験が出来るイベントを開催。その時には蕎麦打ちや餅つきの体験、豚汁の無料提供、クイズコーナーの開催、金魚すくいなどの露店出店などで趣向をこらし、毎回4,000人の親子などが楽しむ。また、観光物産展やショッピングモールへの出店の要請に応えたり、年間50校に及ぶ地域の幼稚園・保育所から農業高校までの農業体験学習や食育にも積極的に関与している。

これらを通じ周辺地域で同社は知られるところとなり、口コミで直売所の売上が伸びるとともに、地元の大規模リゾート施設などホテル・レストランへの納入も増えた。今や直接販売比率は4割になろうとしており、販売単価を大きく底上げしている。

トマトやいちじくの加工品販売も順調だ。例えば、瓶詰め720mlのトマトジュースは市内の限られた店舗の販売だけで年間1万本が売れる。通信販売の引き合いも増えている。これらの食品加工と販売強化は将来的に地域の他生産者との連携を深めていく分野と位置付けられる。

同社は代表の始めた事業を、後継者である専務が進化させていく態勢を構築しており、地域生産者との連携や地域住民との交流深化をはかりながら、経営の収益性向上に向けた歩みを進めている。

(わたなべ のぶとも)

JAが農地を守る

JA氷見市・JA出資型農業生産法人 (株)JAアグリひみ(富山県)の取組み

研究員 小針美和

1 設立の経緯

富山県氷見市は、能登半島の付け根、石川県との県境に位置する。良質なコシヒカリの生産地であるが、管内の多くが中山間地域ということもあり、地域・農業の高齢化が進んで自ら営農を継続できない組合員が増加している。しかし、認定農業者や集落営農の構成員も高齢化しており、さらに農産物価格の低迷をはじめとして経営環境が悪化しているもとでは、担い手側にもこれ以上農地を引き受けるのは難しいという限界感があり、「JAに農地を任せたい」という要望が組合員・地域のなかで高まっていた。そのような状況のもと、04年に、ひとつの支所で営農指導員、組合員で構成した任意組合により受託を開始、翌05年にはJAとして「農業支援センター」を設置し、5haの受託を行っていた。

このような組合員のニーズがさらに強まってくるなかで「JAが農地を守るという強い使命感」のもと、この支援センターを前身として、中核農家や集落営農組織と連携し、水田の請負耕作やハトムギなどの地域振興作物の栽培、販売に取り組む(株)JAアグリひみ(以下「アグリひみ」)が06年4月に設立された。

また、アグリひみの設立に合わせて、JA本体の営農指導事業や利用事業の再編もなされた。育苗管理やカントリーエレベータ、堆肥舎の管理、農業機械等)の補足支援、全面受託等をアグリひみが行うことで職員の通年作業体制を確立し、アグリひみを核として、JA

が地域農業振興の中心的役割を担う体制の整備が図られた。

2 地域農業振興の取組み

農業振興の主な取組みとしては、農地利用調整・農作業受託、ハトムギの買取りと生産支援、「氷見牛」の生産、循環型農業の確立があげられる。

農地利用調整・農作業受託

アグリひみでは、現在、水稲、ハトムギを約15ha生産し、延べ面積で約300haの作業を受託している。ただし、農家から出された委託希望をそのまま直接アグリひみが引き受けるのではない。農地・農作業を受託するにあたっては、まず、農地保有合理化法人の資格をもつJAをはじめ、関係機関等で組織する「農地・農作業受委託委員会」のなかで担い手農家や集落組織に効率的かつ公平に利用集積がなされるように調整したうえで、彼らが担いきれない農地、農作業をアグリひみが請け負う形をとっている。営農の継続が危ぶまれる集落営農や中核農家の経営のなかには、“10が必要なところ9まで到達している、あと1の部分の手をさし伸べれば継続できる”というケースも少なくない。まずは、その足りない部分をサポートし、担い手を支えることが、地域のなかでのアグリひみの大きな役割のひとつとなっている。

ハトムギの買取りと生産支援

担い手、特に集落営農に対する支援として

重要な位置を占めているのが転作への取組み、ハトムギのJAによる全量買取りと生産支援である。農商工連携の第1号としても有名なペットボトル「氷見はとむぎ茶」等の原料となるハトムギは、JAが生産者から全量を買上げ、アグリひみで加工される。その際の買取価格はkgあたり700円と、原穀としての一般的な取引価格250～300円の2倍以上であり、自社加工により得られる収益を生産者に還元している。また、ハトムギ栽培用の機械もアグリひみが保有し、リース方式で貸し出す仕組みになっているほか、栽培指導・作業受託等、様々な形でアグリひみが携わり、生産支援をしている。

管内は中山間地域で圃場が小さく、湿田も多いことから、良質の麦、大豆を生産することが難しい。そのため、水田経営所得安定対策に加入してもその交付金のみでは赤字であるが、ハトムギの生産により収入が確保され、経営が支えられているケースも少なくない。

「氷見牛」の生産、循環型農業の確立

また、氷見市には14戸の畜産農家があり、飼養頭数は約1200頭で推移している。氷見産の牛肉は「氷見牛」として市場からも高い評価を受けているが、農家の高齢化等により生産も伸び悩んでおり、需要に応じきれない状況となっている。

そこでアグリひみでは、継続が困難となった畜産農家から牛を引き取る等して06年から畜産部門にも取組み、和牛繁殖肥育一貫体系による氷見牛の生産基盤の確立を目指している。現在では、肥育牛86頭、繁殖牛25頭を飼養しており、本年からは本格的な出荷も始まる。繁殖牛については、県の事業等も活用して、耕作放棄地や原野への放牧の管理・支

援を行っている。

また、粗飼料については、飼料用稲の栽培、および回収した稲わらを原料とした稲発酵粗飼料の生産による自給飼料の確保により、飼料自給率の向上と経費削減を図っている。本年からは飼料用稲の作付けを3.5haに拡大するほか、ハトムギ加工で発生する残渣^{ざんさ}についても、飼料としての利用が検討されている。

さらに、アグリひみの牛舎をはじめ、氷見牛の糞尿はJAの堆肥舎を經由して堆肥として地域の水田に還元されており、耕畜連携・循環型の農業体系の確立が図られている。

3 地域農業の司令塔として

このように、JA氷見市では、アグリひみを核として、農地の利用調整や作業受託、ハトムギ・氷見牛等の生産体系および循環型農業の確立を目指すことを通じて、JAが中心となった農業振興を積極的に推進している。そのもとで、ハトムギ、氷見牛をはじめとした氷見産の農産物を原料とした商品化、ブランド確立・強化のための取組みを両輪で進めることで地域農業の確立を図っている。設立の趣旨にある「JAが地域農業の司令塔としての役割を果たす」取組みを実践している。

JA氷見市では、現実問題として、担い手を含め管内の農家組合員のリタイアはさらに加速するので、今後、地域の農業維持・管理のために、このような仕組みと拠点としての組織が管内の地域ブロックごとにそれぞれ必要となってくるのではないかと考えている。そして、アグリひみをモデルケースとして、次の展開を考えていきたいとの意向をもっている。今後の取組みに注目していきたい。

(こばり みわ)

農林金融 2010年 2月号

リバース・モーゲージと総合農協

(田中久義)

リバース・モーゲージ(RM)の提供者や商品内容が多様化し、取組みが積極化している。その背景には金融構造や重点分野の変化、特に戦略分野である個人金融での資産担保金融への関心の高まりがみられる。

RMの取扱いには、預貯金や貸出業務、不動産の仲介・管理機能、保険・保証業務などのさまざまな機能が必要である。また、利用者ニーズの個別性が高いため、これらの機能を柔軟かつ効率的に組み合わせる能力がなければ、商品としてまとめ上げることが難しいという特性をもつ。

人的な結合を基礎とする農協は、その総合事業性を活用することにより、RMを低コストで提供でき、連合組織を含めた諸機能の組み合わせによる取組みの強化が望まれる。

地域銀行における格付取得の状況について

(矢島 格)

格付は、銀行の経営内容を外部から預金者や株主などが判断できるわかりやすい指標と考えられており、銀行にとって、情報開示の代表的な媒体・手段となっている。

しかし、現状では、格付取得の状況(格付取得の有無および格付取得数)が銀行ごとに異なっている。この背景を分析するため、銀行のどういう属性が格付取得に対するインセンティブに影響を与えているかについて、地域銀行108行を対象にして検証した。

検証の結果、調達のある金額が大きく(総資産額が大きく)、財務状態が良好な(自己資本比率が高く、資産収益率が高い)地域銀行ほど、格付取得を積極化させるインセンティブが強いことが示された。

農林金融 2010年 3月号

ロシア・ウクライナの農業・食料

(清水徹朗)

ロシア革命後、ソ連は農業の社会主義化を進めたが、1980年代から改革が行われ、91年のソ連崩壊後に市場経済が本格的に導入された。集団農場が改組して生まれた農業企業は、穀物、油糧種子では大きなシェアを有しており、集団農場から独立した農民経営は近年シェアを増加させている。一方で、小規模な個人副業経営が農業生産額の5割を占めている。畜産の縮小によって飼料需要が減少し、穀物生産が回復するとロシアは穀物の輸入国から輸出国に転じており、今後、輸出量増大の可能性がある。ロシア、ウクライナの動向は日本にとっても重要であり、日本は北東アジアの安定という観点からロシアとの関係を再構築する必要がある。

中国・インドの穀物需給動向

(阮 蔚)

世界人口の約4割を占める中国とインドは80年代を境にして、穀物自給を達成し、90年代半ばには穀物輸出国に転じた。背景には緑の革命による穀物の飛躍的な増産とともに食管理制度の矛盾によって生じた在庫解消があった。

07年からの世界的な穀物高騰に際し、中印は低所得者層への穀物供給を安定させるため、輸出を規制した。世界の穀物貿易の規模に比して中印の需要は巨大なため、両国の対応は国際穀物市場の混乱を招いた。中印は「穀物価格の引上げを求める小農」と「安価な穀物を必要とする貧困・低所得者」という対立に配慮せざるを得ず、政策運営のレンジが狭く、安定的な穀物輸出国にはなれない。特に主食となる穀物の貿易は今後も過不足の調整にとどまる。

農林金融 2010年 2月号

米国の退職貯蓄の変容と日本への示唆

(鈴木 博)

米国の家計では、退職後の生活に備えた貯蓄が保有する金融資産の中心を占め、なかでも、確定給付年金や確定拠出年金等の企業年金や、個人が設営するIRA(個人退職勘定)のシェアが大きい。

退職貯蓄の充実には、74年制定のエリサ法による制度整備や税制上の優遇措置をともなった種々の退職貯蓄商品の開発、ベビーブーム世代が退職後の生活に対する問題意識を高めたこと、株価上昇などの運用資産の価値増加効果等があった。

2000年代以降、グローバル競争の激化などから、一部大企業の確定給付年金の運営が行き詰まり、年金債務を保証するPBGC(年金給付保証公社)の財政悪化や、確定給付年金から確定拠出年金へのシフトなどの変化がみられる。米国の退職貯蓄の変容は、日本の今後を考えるうえで参考になろう。

金融市場

2010年 2月号

情勢判断

- 1 緩やかな景気持ち直しとデフレの共存
～輸出や耐久財消費が牽引～
- 2 景気浮揚へオバマ政権の着実な対応が大切

今月の焦点

- 1 いわき信用組合の消費者ローン戦略
- 2 ユーロ圏の企業向け貸出の動向
- 3 新興国市場の拡大

連載

- 1 内部統制のいま < 第10回 >
- 2 経済統計の基礎知識 < 第10回 >

2010年 3月号

情勢判断

- 1 二番底リスクは後退したが、デフレ脱却は見通せず
～アジア向け輸出が牽引するわが国経済～
- 2 依然まだら模様だが、米景気の持ち直しは確か

経済見通し

2009～2011年度改訂経済見通し

今月の焦点

- 1 常陽銀行の個人顧客メイン化への取り組み
- 2 非伝統的金融政策と中央銀行バランスシート
- 3 ギリシャ財政問題の動向

連載

- 1 内部統制のいま < 第11回 >
- 2 経済統計の基礎知識 < 第11回 >

その他の研究成果

農林金融 2010年 3月号

(外国事情)

- ・ 中国黄土高原に見る退耕還林政策

(理事研究員 石田信隆)

はじめに

- 1 退耕還林政策の概要
 - (1) 中国における土壌流失問題
 - (2) 退耕還林政策の概要
 - (3) 事業実施状況と成果
- 2 陝西省の現地に見る退耕還林政策
 - (1) 永寿県の概況
 - (2) 退耕還林政策の実施状況
 - (3) 効果と課題
- 3 退耕還林政策の意義とわが国への示唆

八百屋の使命

北形青果株式会社 近江町本店店長 北形謙太郎

へい いらっしゃい！と威勢の良い掛け声が道行く人の足を止め、夕食の献立は何にしようかと、店主と対話しながら考える。そんな風景が全国至る所で見られたと聞いたことがあります。私はそのような相対売りの市場で育ち、勤め始めて10年になりました。お客様と対話をし、相対売りで販売することが日常ですから、スーパーへ行くと何を買っているかわからない。スーパーはワンストップで日用品から生鮮三品まで生活に必要なものがすべて買えるという利点があります。忙しい現代の生活者にとっては多いなる利点でしょう。しかし多くのものを扱うと弊害が生まれます。一つ一つの物品情報は少なく、セルフサービスのために選ぶ基準は生活者次第。生活者は野菜の旬や食べ方をテレビやインターネットの情報で知り、“あれが良い”といわれれば“あれ”しか買わず、宣伝文句にしたがって同じように食べる。考えず、本質を見極めることをしなくなってからは、野菜の目利きどころか、関心さえ薄れてしまい、野菜果物の事がわからなくなっている。スーパー側は、他店との競争から効率化やコストダウンが迫られ、大規模流通や規格の重視を進め、売れる野菜は見栄えの良い野菜と、お手頃価格の野菜というのが定着してしまいました。近年では少し見栄えの悪い物でも、もったいないし、安全で価格が安ければいいじゃないか、という販売形態も見られます。

本当にもったいないのは、野菜果物の潜在能力を生かしきれずに「ただ食べている」という現状ではないかと考えます。たとえば、

野菜果物を切る前に一かじりしてみて、甘さ、硬さ、苦み、旨みを味見してから切り方を考える生活者がどれほどいるでしょうか。キャベツの千切りを作る時、硬い物は薄く切ると柔らかさが増す。しかし蒸散が激しくなるために作り置きはせず早めに食べる。逆に柔らかい物は厚めに切って火を入れてあげることによって持っている水分が極上のスープとなって溢れてきます。これらは野菜の特性を生かした調理法の一例ですが、同品目を同じ場所を買ったとしても品種や時期によって、または鮮度によって特性が違うことを生活者が見るだけで理解することは難しい。そのため「ただ食べてしまう」これは規格外品を捨てることよりももったいない話です。

ですから私は、野菜果物のプロである販売従事者が適切なアドバイスと情報を付加して販売することが求められると信じています。仕入れる時には日々の経験から特性を把握し、可能な限り味を見て、その青果物の潜在能力を理解することに重きを置きます。販売する時にはそれを言葉で表現し、伝える技術向上に努めます。

青果物に対して、生産者、生活者、流通という三者が平等で、お互いの気持ちを通じ合う社会が理想です。生産者が苦労して作り上げた青果物を、生活者が感動し、笑顔で食卓を囲んでいただける社会のため、私たち八百屋は日々研鑽し、今日も店頭に立ち、お客様と相対します。

(きたがた けんたろう)

農中総研 調査と情報 | 2010年3月号 (第17号)

編集・発行 **農林中金総合研究所**
〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12
Tel.03-3233-7775 Fax.03-3233-7795
URL:<http://www.nochuri.co.jp>
E-mail:yasuda@nochuri.co.jp